



よこはま都市消防

公益社団法人横浜市防火防災協会



氷川丸とベイブリッジ

目次 INDEX

-
- p.2 「これからの違反是正」
一般財団法人日本消防設備安全センター 違反是正支援センター次長 岡田 康裕
-
- p.7 **横浜消防トピック119** REBORN 保安課
～ヨコハマの保安体制の更なる充実にむけて～ 横浜市消防局 予防部 保安課
-
- p.13 平成28年度防災功労者表彰
-

No.35

平成29年7月

「これからの違反是正」

一般財団法人日本消防設備安全センター

違反是正支援センター次長 岡田 康裕



1 はじめに

一般財団法人日本消防設備安全センターは、昭和50年8月1日に財団法人として設立され、平成25年4月の一般財団法人への移行を経て、消防を取り巻く諸情勢の変化に対応しつつ、消防防災に係る各種事業に取り組み、業務の充実強化を図ってまいりました。

主な事業を紹介させていただきます。一つ目として、消防法の規定に基づく登録講習機関、登録認定機関及び登録検定機関として、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、自衛消防組織要員等の技術者を養成するための各種講習の事業です。二つ目として、消防防災用設備機器の品質性能の確保向上と信頼できる情報をユーザーに提供することを目的とした認定・性能評定及び特殊消防用設備等の性能評価を行っていることです。さらに消防防災情報通信システムの調査・設計・施工監理、消防防災に関する調査研究及び国際協力、各種出版物の刊行、違反是正支援事業、都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体との連絡調整と多岐にわたる業務を実施しております。



2 違反是正支援センターの設立からその後

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災は、多数の犠牲者を出す大惨事となりました。この火災を教訓として、小規模雑居ビルに対する法令等の改正と消防機関の厳格な違反是正の推進がなされることとなりました。この消防機関の実施する違反是正の推進等を支援することを目的として、「違反是正支援センター（以下「支援センター」という。）」が、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）内に（財）全国市町村振興協会の助成により設置され、平成14年4月から事業が開始されました。

支援業務は、研究会、研修会、消防関係判例集の作成、データベースの構築、リーフレット、視聴覚教材の作成、相談業務など多彩な事業を実施し、平成14年から平成21年までの8年間にわたり助成事業として進められ、所期の目的を達したとして助成事業が終了しました。

しかし、その間も平成18年1月大村市認知症グループホーム火災、平成20年10月大阪市個室ビデオ火災などの火災発生により、消防法令の改正が行われ、消防機関の厳正な違反是正の要請がさらに求められ、支援業務が不可欠となったことから、支援センターの存続に強い要望がなされ、これを受けて平成22年度から、安全センターの自主事業として継続されることとなりました。

安全センターの自主事業として継続する上で、消防職員に限られた事業から裾野を広げ、消防用設備等の点検・設置工事等事業者、防火管理者等消防関係者を対象とする消防法令遵守の普及啓発を組み込んだ事業も行うこととなりました。

また、既刊の違反是正研修テキスト、判例集、視聴覚教材等は、有用な資産としてこれらを引き継いで活用を図っているところです。視聴覚教材は、既に各消防本部に配布したのですが、平成24年5月の福山市ホテル火災を教訓とする立入検査体制の強化を受け、同年7月に全国消防学校長会の協力のもと、各消防学校に配布して作成資料の活用を図っています。

消防機関を対象とした支援事業の一つとしての違反是正事例研究会（都道府県消防長会を中心としてテキストを基にした少人数討論形式の研修会）、違反是正事例発表会（全国消防長会の9支部による講演会と事例発表会）を行っています。なお、違反是正事例研究会には、大学の学生等の参加を受けている所もあるようです。これらの実施にあたっては、消防庁の指導のもとに全国消防長会の協力により図1、図2の仕組みを確立して実施しています。

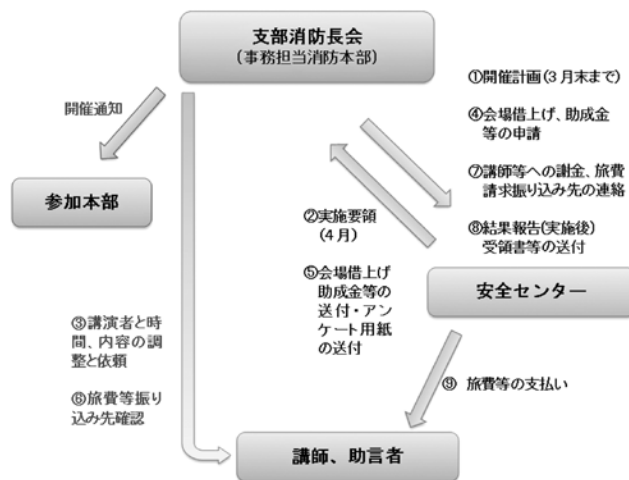


図1 違反是正事例発表会のフロー

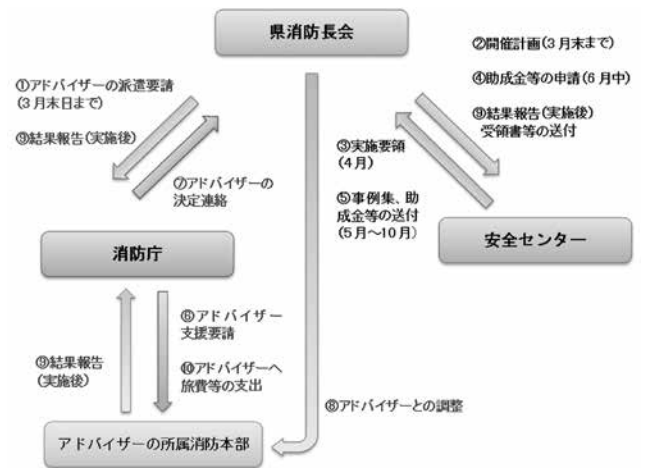


図2 違反是正事例研究会のフロー

違反是正事例研究会は、平成22年度までは助言者の派遣を支援センターの業務としていましたが、平成23・24年度は、支援センターと消防庁扱い分に分かれ、平成25年度からは事例研究会の助言者の派遣はすべて消防庁アドバイザー制度に集約されることとなりました。

事例研究会で用いるテキスト「違反是正に関する事例集」は、防火管理、建基法違反等のジャンルごとに事例を提示して研究会で使用できるものとして支援センターで編纂したものです。

平成17年度の事例研究会は、全国で5ヶ所程度の実施でしたが、10年後の平成26年度では46ヶ所で実施されており、全ての都道府県で研修が行われています。



違反是正事例発表会の事例発表



違反是正事例研究会のグループ討議

また、違反是正に向けた効果的な手段として、建物関係者に改正法令や適正な消防設備点検などの法令遵守の普及促進を図ることを目的としてリーフレット等を作成し配布しています。

3 自主実施事業

平成22年度以降は、セミナー等の開催により消防用設備等関係者、事業所等を対象として、違反是正促進の裾野を拡大する実施事業を推進しています。「消防用設備等セミナー」は、消防設備等の適正点検をテーマとし、各都道府県消防設備協会との協賛により、点検報告、事故事例、点検時のQ & A等の講演を実施しています。平成26年度からは講習テキストを「消防設備の業務読本」とし、点検工事の法令、点検工事の安全管理、最近の消防法令の改正などの項目を追加し充実させており、各都道府県消防協会でも活用していただいております。

講演はパワーポイントを活用して、進めております。その内容につきまして、少しご紹介させていただきます。

次の画像は「点検報告時における留意事項」の抜粋になります。

1. 点検制度の始まり

昭和40年代のデパート等の火災

昭和47年5月13日

大阪市・千日デパートの火災

22時27分頃、工事中の3階から出火、7階キャバレーの客等、118人死亡、81人負傷した。

地下1階、地上7階 延面積25,923㎡ 焼損8,763㎡



(P.H.消防防災博物館から)

昭和48年11月29日

熊本県・大洋デパートの火災

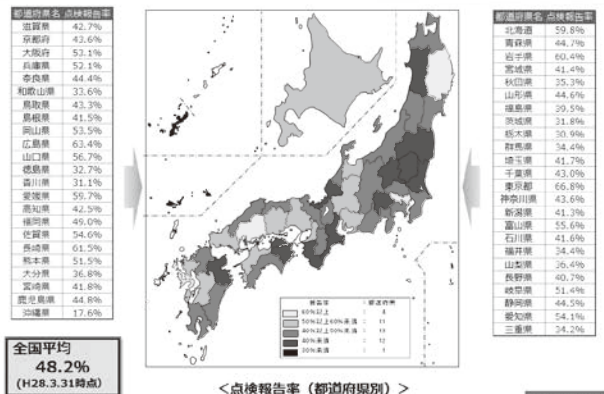
13時15分頃、2階の階段から出火、工事中でスプリンクラー設備等作動せず、客等103人死亡、121人負傷した。

地下1階、地上9階 延面積19,074㎡ 焼損12,581㎡



(P.H.消防防災博物館、石丸氏提供)

都道府県別消防設備点検報告率 (平成28年3月31日時点)



点検報告率は驚くことに全国平均は50%を割っている状態です。消防防災関係者の努力する余地はまだあるといえる状態です。

「点検時のQ&A」の抜粋は次の通りです。

<住宅用消火器の点検>

Q ある駅前の大きなマンションの点検を実施したところ、各住戸に住宅用消火器が設置されていた。これは点検対象となるのか。



A

設置されている住宅用消火器は、消防用設備等の特例を適用するための条件として設置されたものであるため、消防法第17条の3の3の点検対象とはなりません。

ただし、消防用設備等の特例条件となっていることから、未設置の住戸があれば、備考欄に記載するのがよいと考えます。

なお、住宅用消火器はメンテナンスフリーであるため、設置の「有」「無」を確認すれば足ります。

「点検時のQ&A」については、その内容は多岐にわたるとともに、かなり専門的な内容となることもあります。

「消防用設備の奏功と点検時の事故事例」の項目では、次のようにより具体的な内容に言及しています。

＜自動火災報知設備の奏功事例＞

エステ店から出火

エステオイルのしみ込んだタオル類を洗濯・乾燥し、カゴに入れたまま放置していたところ、自然発火した。



事務所の更衣室から出火

ロッカーを開めた際に、ライターのスイッチが入り、発火した。



＜自動火災報知設備の作動状況＞



特に高齢者福祉施設での夜間帯の火災において早期発見に役立つ



また、「最近の消防法令の改正について」と題して、法改正についての紹介、さらには「消防用設備等に係る違反事例」、「消防用設備等の点検と工事に伴う安全管理」などの内容について

も講義の内容とさせていただいております。

また、「消防設備関係講演会」を平成22年度から実施しており、その時々のもっとも関心の高い課題を取り上げて実施しています。

これら講演会は、消防用設備等の分野では、従来あまり取り上げられなかったテーマでもあり聴講者から好評を得ていただいているところです。

また、支援センターでは「違反是正支援センター」のホームページを開設しており、最近では「教えて違反是正」のコーナーを新設するなど年間3～6回の更新しております。さらに、IT化の時流を受けてスマホ版「消防設備ナビ」を平成25年から開設しており、年間5万6千件程度のアクセスがあります。これは、(※)令別表第1の一覧、用途別設備の一覧、各種届出様式など、「その場ですぐに調べたいこと」がスマートフォンで分かるように工夫したものですので皆様のご利用を期待しているところです。



☆検索サイトからのアクセス

「設備ナビ」で検索

☆ URL からのアクセス

http://www.fesc.or.jp/sp_navi/

4 これからの違反是正

横浜市消防局におかれましては、平成26年10月から違反公表制度が運用されており、他都市に先駆けて違反是正が進んでいますが、全国的に各消防本部を見ますと、ここ数年にわたり、各消防本部の課題として、消防法令違反対象物の違反是正について重点的に取り組んでいる本部が多くなってきているところです。理由としてあげられることの一つには、違反公表制度の開始時期(管

内人口が20万人以上の消防本部においては、遅くとも平成30年4月から実施の必要とされています。)が目前に迫り、より危機感の高まりがあることがあげられると考えられます。

そのためには、違反是正に軸足を置き、査察業務を進めることができる人材の確保が喫緊の課題であり、中長期的視座に立ち、人材育成の必要があるというのが消防庁の方針であり、消防大学校においても実務演習「査察業務マネジメントコース」が新設されたところです。さらには、「違反是正支援アドバイザー制度」、「弁護士相談事業」及び「違反是正の推進に係る実務研修事業」等の事業が積極的に推進されているところです。

「これからの違反是正」を考えますと違反を発生させない環境作りが急務と考えます。ところが、全国的に見ますと実際にはなかなか厳しい現実があるようです。平成30年3月31日までの経過措置が設定されているものは、自動火災報知設備では(※)令別表第1(5)項イ(旅館、ホテル、宿泊所)、(6)項イ、ハ(病院・有床診療所、入所型福祉施設関係)の防火対象物、スプリンクラー設備では、(6)項ロ(社会福祉施設)の防火対象物等が該当するわけです。それぞれの消防本部の実情や考え方があることは当然のことですが、**経過措置期限が過ぎてしまえば、違反対象物になることは明白なことです。30年問題とさえいえる事態ではないでしょうか。**今年一年をどうするかで将来が見えてくると考えられます。まさに**今年一年が勝負の年になると考えられます。**

違反を発生させない環境を作る方法論としては、いろいろな**アプローチの仕方がある**と考えられますが、その肝となるところは、**開かれた情報公開にある**のではないかと思います。消防法は、血塗られた法律ともいわれ、また、非常に複雑な法律とも言われていることは、消防防

災関係者の間では、自明のことではありますが、より**広く市民の理解を得るための不断の努力が必要だと思われ**ます。

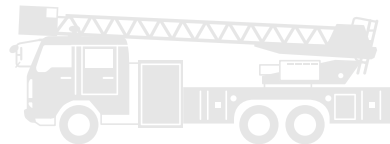
安全センターとしても昨年度は、「ルートCからパッケージ型自動消火設備まで」と題してパッケージ型自動消火設備の普及を目的に、東京会場・大阪会場で2回の講演会を開催いたしました。今年度は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の普及を目指して」と題して一般社団法人日本火災報知機工業会のご協力をいただきまして、平成29年9月5日(火)に東京会場(文京シビックホール)、平成30年2月23日(金)に大阪会場(大阪府立国際会議場)におきまして、講演会を開催することとしております。微力ながら、消防防災関係者の皆様とともに何とか違反を発生させない努力を今後とも継続して実施していきたいと考えております。

※令別表第1：消防法施行令別表第1
(防火対象物の用途を区分する表)

「消防関係法令集」は
公益社団法人横浜市防火防災協会で
購入できます。

(問い合わせ先)

045-714-0920



REBORN 保安課

～ヨコハマの保安体制の更なる充実にむけて～

横浜市消防局 予防部 保安課

平成29年4月、『保安課』が発足しました。

神奈川県からの事務権限移譲により、平成29年度以降、火薬類や高圧ガスに関する事務を消防局予防部『保安課』で担当することとなり、予防業務に新たな体制が加わりました。保安課は、『危険物保安係』、『火薬類保安係』の2つの係で構成され、前者は、消防法に基づく危険物施設の許認可、査察指導、危険物に関わる事故発生時の迅速な対応に至るまで、一貫した安全対策指導を行う係として、また後者は、火薬類取締法及び高圧ガス保安法に関する事務を行う係として、それぞれ執行体制を整えました。

ところでこの『保安課』という部署、一見すると新しい部署のように思えます。実はかつて、横浜市消防局には同名の課が存在していました。今回の『横浜消防トピック119』では、その歴史を振り返るとともに、生まれ変わった保安課をご紹介します。

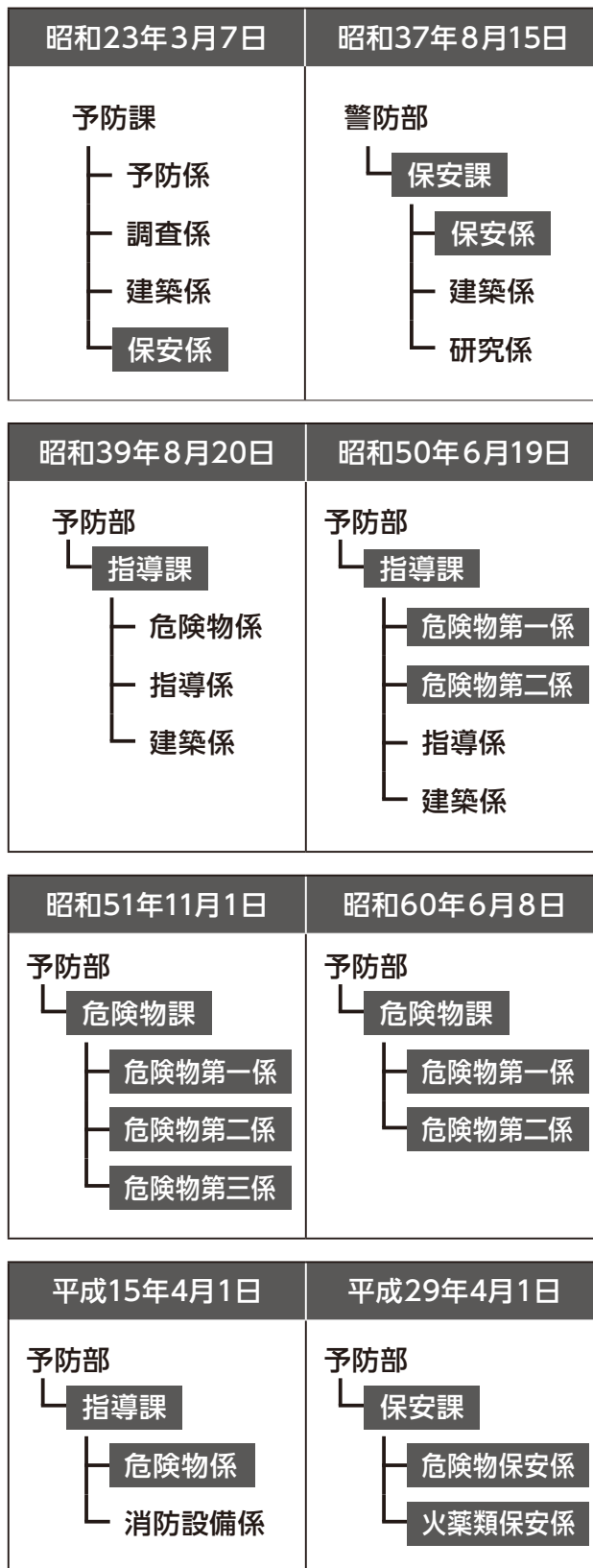
1.『保安課』の生い立ち

その昔、『保安』と称する部署が当局にはありました。その歴史を辿ってみると・・・

昭和23年、自治体消防発足の年まで遡ります。『予防課保安係』、この部署こそが正に保安課のルーツです。今日に至るまでの『保安課』の変遷を振り返ります。（日付は、保安課に関係する主な機構改革日）

【昭和23年】

消防組織法施行により自治体消防制度が始まり、横浜市消防局は、1局5課（総務、教養監察、予防、消防、整備）、8署（鶴見、神奈川、西、中、南、



保土ヶ谷、磯子、戸塚)、19出張所、2司令補派出所、消防訓練所、職員854人の体制で組織され、また、「横浜市危険物条例」が公布されたのもこの年でした。当局機関誌(「横浜消防」創刊号 昭和25年1月発行)によれば、『・・・危険物及び煙火に関する許可事務を始め瓦斯及び鉄砲火薬類関係の取締から・・・』とあり、**発足当初は危険物、高圧ガスに関する事務を「保安係」で、火薬類に関する事務を「予防係」で担当していました。**

その後、昭和25年に火薬類取締法、昭和26年に高圧ガス取締法が制定され、昭和27年10月、これらの法律に関する事務は、消防局から外れることとなりました。

【昭和37年】

部制が敷かれ、総務部、警防部を新設、保安係が課に昇格し、**警防部内に初代『保安課』が誕生した年。**保安課の新設は、危険物に関する業務量の増大と技術的な専門性が必要とされてきたため、保安行政の拡充強化を目的としたものでした。

【昭和39年】

総務部、警防部に加え**予防部を新設し、3部制となり、保安課保安係が『指導課危険物係』となった年。**化学工業の発達に伴い危険物の貯蔵、取扱いが激増、このことに比例して災害も多発し、その様相も複雑多岐にわたってきた時代。このようなことから火災予防態勢の強化を図った年であり、初めて「危険物」の名が組織上に登場した年でもあります。

【昭和50年】

指導課に『危険物第一係』、『危険物第二係』が**設置された年。**全国的に石油コンビナート地域における災害が発生していた時代であり、石油タンクに関するものでは、三重県四日市で発生した火災や岡山県倉敷市で発生した油流出事故などは社会的影響の大きいものでした。大規

模な石油タンクに対する調査・指導、翌年に控えた石油コンビナート等災害防止法の施行、年々増加する危険物施設への対応等に備えた機構の改革でした。

【昭和51年】

危険物係が昇格し、『危険物課』が誕生した年。『危険物第一係』、『危険物第二係』、『危険物第三係』の3係総勢21名で組織され、危険物行政の執行体制の強化を目的としたものでした。経済の高度成長とともに危険物を扱う施設での災害も複雑多様化し、災害の発生を未然に防止するため、指導体制を強化し、また、全国的に石油タンクにおける事故等が多発したことから、その規制・指導、検査体制を整備しました。石油コンビナート等災害防止法(同年6月施行)の事務も危険物課で担当し、石油コンビナート地域の保安対策の推進に努めました。ちなみにこの年、市内の危険物施設数は、10,000を超えていました(平成28年度の危険物施設数は、5,000にも満たないほどです)。

コラム 1

危険物課員の証し?



昭和50年代初め、当局職員が検査の際に着用するツナギに貼付していたワッペンです。当局危険物課職員であることを事業所の方に分かりやすくするためのものでした。

【昭和60年】

危険物課の事務を簡素合理化し、2係制とした年。当時、某石油精製会社の危険物施設の検査に同行した機関誌編集担当者が、「横浜消防」に次のような記事を寄せていました。

「…高度に専門化した集団、あるいは理科屋(…)さん(…)の集団とも言われている消防局危険物課危険物係…」と…。加えてこうも書き添えています。「…細かな数字やアルファベットの頭文字で、聞いていても何のことやらさっぱり…」事業所関係者とのやり取りでは、プラント関係の専門用語が飛び交い、馴染みのない編集担当者にとってその会話は、「???’の連続だったようです。

【平成15年】

危険物課の名称が『指導課』に変わった年。「歴史は繰り返す」ようで、昭和39年以来の**『指導課危険物係』の登場です。**危険物施設や消防用設備等の設置に伴う許認可等の指導業務を統一的に処理する体制づくりを目的としたものでした。また、危険物施設数や危険物に関する事務量が減少している時代であり、この年の危険物施設数は、6,500ほどでした。

【平成29年】

55年ぶり、『保安課』再登場の年！保安課長以下、総勢19名（危険物保安係9名、火薬類保安係9名）態勢の所帯です。20代～60代まで、男性職員も女性職員もいきいきと仕事ができる職場として、**生まれ変わった『保安課』、スタートの年です。**

2.【保安課の業務紹介】

生まれ変わった「REBORN 保安課」の業務をご紹介する前に、危険物行政の規制の変遷について少しお話しいたします。

【危険物行政の規制の変遷】

昭和23年、消防組織法と同じ年に消防法も施行され、危険物に関する具体的な規制は、市町村条例に委ねられました。今でいう「指定数量」は、当時、「市町村条例で定める数量」として規定されていました。

昭和34年、消防法の改正並びに危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の制定により、従前の市町村条例による規制から法規制に変更され、全国統一的な危険物規制行政が確立されました。「指定数量」の定義、危険物施設の位置、構造、設備の技術上の基準などが定められました。

昭和40年、一定規模以上の危険物施設の所有者などに対して、自主保安基準となる「予防規程」の作成を義務付けました。

コラム 2

保安課の愛車



検査などに出向する際に使用する2台の愛車です。「危険物連絡車」(写真左)、「保安検査車」と呼ばれ、どちらも20年近く横浜市の保安を見守り続けてきた愛着のある車両です。

昭和 63 年、危険物の定義について根本的な見直しを行い、危険物か否かを判断するための合理的な方法として、判定試験が導入されるなど、危険物規制の大幅な改正が行われました。

平成 6 年頃からは公的規制の緩和が進められました。国際化の進展や社会経済情勢の変化等を背景としたもので、危険物規制においても様々な項目が緩和され関係法令等の整備が行われました。例えば、セルフサービス方式のガソリンスタンドの導入（平成 10 年）、ガソリンスタンドと燃料電池自動車に水素を充填する水素スタンドの併設（平成 17 年）などです。

規制の緩和は今も進められていますが、そのことが安全レベルの低下につながるものがないよう、危険物を取り扱う事業所と連携して自主保安体制の充実に努めています。

『危険物保安係』の設置

前身では、危険物のほか、高圧ガスや火薬類に関する業務を行っていましたが、今ではその名のとおり、「危険物」に関する業務を主としています。危険物保安係では、公共の安全の維持と災害の発生防止のため、法律等に基づく適正な検査・指導はもとより、危険物施設の事故防止や老朽化対策に取り組み、事業所の自主保安体制の充実強化に努めます。

『火薬類保安係』の新設

国で進められている地方分権改革は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務や権限を指定都市へ移譲するなどの取組を進めています。横浜市でも、地域の自主性・自立性を高めるとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国の進める地方分権改革に積極的に連携して取り組むべきと考えます。

このような中、平成 27 年 6 月に公布された、いわゆる第 5 次地方分権一括法において、横浜市でも平成 29 年度から火薬類取締法、平成 30 年度から高圧ガス保安法（以下「関係 2 法」という。）に係る事務や権限が、神奈川県から移譲されることとなりました。関係 2 法制定目的が、ともに公共の安全の確保と災害の防止であることから、横浜市においては関係各局との協議の結果、市民の安全・安心を守る役割を担っている当局で事務・権限を執行することとし、平成 29 年度、保安課を設置するとともに、『火薬類保安係』を新たに編成しました。



<海上に浮かべられた台船上の煙火の確認>

火薬類取締法では、火薬類の製造や貯蔵、販売、消費等の取扱いについて規制しています。火薬類保安係ではそれぞれの申請に基づき、構造、位置及び設備などの安全基準や、公共の安全に支障が無いかなどを審査し、火薬類取締法に定める基準に適合していれば、許可書を発行するなどの業務を行っています。

申請件数	届出件数
271件	329件
合計	600件

平成 27 年度神奈川県安全防災局工業保安課が行った横浜市域内の事務処理件数

そのほか、市内 145 施設ある火薬類関係施設の査察や花火大会、コンサート等のイベントにおける煙火消費の確認検査等を行っています。

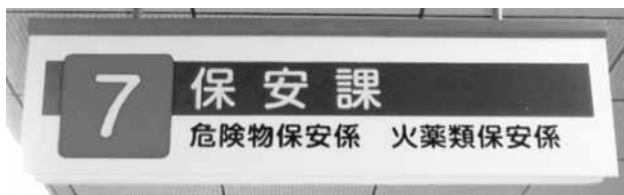
また、平成30年度に移譲される高圧ガス保安法の円滑な事務開始に向け、必要な規則や規程、要綱等の制定、手数料条例の改正、意見公募などの実施のほか、関係団体や事業者への案内、周知等を行っています。

横浜市内の火薬類関係施設（平成28年3月現在）

火薬庫	80
3級火薬庫	3
実包火薬庫	1
煙火火薬庫	2
庫外貯蔵庫	74
販売業者	65
船舶用火工品の販売	16
建設用びょう打銃用空砲の販売	2
煙火の販売	1
競技用紙雷管の販売	39
その他の火薬、爆薬、火工品の販売	7



<花火大会の様子>



<消防局5階7番カウンターに掲げられている「保安課」案内板>

関係2法を消防局で執行するメリットとして、これまでさまざまな災害の防ぎよ活動を行ってきた消防職員の現場目線と、危険物施設の審査や検査等で培った知識・技術を、火薬類や高圧ガス施設に係る審査・検査などに活かすことで、不備事項を早期に是正するよう指導を行うことができます。更に危険物、火薬類、高圧ガス施設を一体的に把握することで、災害発生時には、今まで以上に効果的な消防活動の展開が可能となり、市民の更なる安全・安心の確保に寄与するとともに、鎮圧にあたる消防職団員の安全管理の強化に繋げることができると考えています。

横浜市消防局からのお知らせ

平成29年4月1日から横浜市内の
火薬類取締法に基づく申請・届出の窓口が、
神奈川県から横浜市消防局に変わります！

今まで神奈川県知事が行っていた火薬類取締法の事務が、指定都市の長に権限移譲されます。

これに伴い、**横浜市内**の火薬に関する届出等の窓口が、神奈川県から、**横浜市消防局 予防部 保安課火薬類保安係**に変更となります。

県内では、横浜市のほか、川崎市、相模原市も同様に申請・届出の窓口となります。

※試験事務や免状の交付事務等、一部、神奈川県が引き続き行う事務がありますので、事前にご相談ください。

その他主な変更点

横浜市では、申請に必要な手数料は、納付書でのお支払いとなります。（窓口でご案内します。）
（川崎市、相模原市につきましては、それぞれ窓口にてご確認ください。）

横浜市、川崎市、相模原市域以外の地域につきましては、これまでのとおり、**神奈川県**が窓口となります。

市民や関係団体への周知案内パンフレット

3.ヨコハマの『安全・安心』のために

一般に、「石油」と呼ばれるような危険物は、私たちの生活には欠かせないものです。火薬類は、運動会や地域の花火大会など身近なイベントの演出に活用されています。高圧ガスは、産業用・民生用における重要なエネルギー源として各分野で使用されています。そして、これらは私たちの生活に身近にあるものがゆえ、その取り扱いには注意が必要です。ひとたびその取り扱いを誤れば、重大な事故に直結し、貴重な財産だけでなく、時には人命をも奪う大惨事に発展する恐れがあります。このようなことが起こらないよう、その危険性を広く周知するとともに、事業者に対しては、指導、監督をしっかりと行っていく必要があります。

当局としては、このような事故を未然に防ぐためにも、技術的・専門的知識を有する職員の育成が大きな課題です。危険物はもとより、火

薬類取締法や高圧ガス保安法に対応できる執行体制の整備を早急に進め、専門的知識や技術基準、検査手法などの習得に努めていかなければなりません。具体的には、各法令を所管する経済産業省や関係団体が主催する技術的な研修や検討会などへ担当職員を参加させたり、神奈川県が行う検査等に同行し、その職員の技術を直接見たり意見交換することでスキルアップを図っていきます。しかしながら、こうした人材は短期間で育成できるものではありません。実際に行う検査や審査、事故処理等を通じ、時間をかけてしっかりと育てていくことが必要なことと考えています。

平成31年には「ラグビーワールドカップ2019™」、平成32年には「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されます。大規模なイベントの開催に備え、保安体制を更に充実強化し、「安全・安心を実感できる防災都市ヨコハマの実現」に寄与してまいります。

公益社団法人横浜市防火防災協会からのお知らせ

■**防災コンサルティング課は**
事業所の「防火・防災管理」を総合的にアドバイスします!!

事業内容

- ☆ 防火対象物点検業務
- ☆ 防災管理点検業務
- ☆ 消防計画の作成業務
- ☆ 幹部社員・従業員等への防火・防災研修会
- ☆ 社会福祉施設の防火管理・消防訓練・職員研修会

【ご用命・お問い合わせ先】

防災コンサルティング課 電話 714-0929 FAX 714-0921

平成28年度防災功労者表彰

平成 29 年 6 月 22 日 (木) に開催された平成 29 年度定時総会の席上、次の方々が平成 28 年度防災功労者表彰を受賞されました。

行政区別	受賞者名
鶴見	株式会社 オカムラ物流 横浜物流センター
神奈川	株式会社 渡商会 取締役会長 河西 哲男
西	株式会社 横浜グランドインターコンチネンタルホテル
中	牛山事務所 代表 牛山 裕子
南	千歳自動車工業株式会社
港南	社会福祉法人恩賜財団済生会 横浜市南部病院 院長 今田 敏夫
保土ヶ谷	保土ヶ谷青果株式会社
旭	株式会社 横浜レンタル 代表取締役 古野 奨
磯子	プララ都市開発株式会社 代表取締役社長 黒川 順吉
金沢	三上船舶工業株式会社 代表取締役社長 河西良二
港北	ローム株式会社 横浜テクノロジーセンター
緑	中山博善 株式会社 代表取締役 菊地 満理子
青葉	有限会社 太陽住宅設備 代表取締役 白井 久美
都筑	株式会社 ヤナセ横浜ニューデポー
戸塚	東ソー株式会社 ウレタン研究所
栄	有限会社 アスカ 代表取締役 立石 順子
泉	株式会社 オーモリ 代表取締役社長 小野 敦男
瀬谷	株式会社 アイシマ

(敬称略)



平成28年度防災功労者の皆さん
石井会長(前列中央)と共に記念撮影

横浜油材株式会社

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2
代表取締役 伊藤 洋和

TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業務内容は下記のとおりです

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他 (ご注文即日配達主義)
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般
ボイラーの販売および設置工事 *キャラバン車 4台
- 工事部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)
中古油機(計量機)売買・古物商免許(泉第5-22)

◆地下埋設タンク・配管の 気密漏洩検査

(財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生 各種タンク・ピットの清掃工事

(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》

◆三美興産株式会社

〒223-0059 横浜市港北区北新横浜1-9-2

TEL 045-549-3551
FAX 045-548-2102

住宅用火災警報器 取付・販売

消防設備の
設計・施工・メンテ



ご相談下さい!

平山防災設備株式会社

〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-35-36
☎ (045)953-2727 fax (045)953-2756

Ⓑ 清新防災株式会社

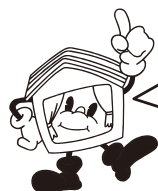
消防用設備の保守点検・改修工事
消火器の購入・詰替・ハイキ処分
防災用品・避難用品の購入
お気軽にお問い合わせください。

〒240-0043 横浜市保土ヶ谷区坂本町314-26

TEL 045-332-2750

FAX 045-334-3725

よこはま 市民共済 火災共済



手頃な掛金で
安心をお届けします!

横浜市民共済生活協同組合

☎ 0120-073-203

横浜市民共済

検索

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

消火器	漏電警報器
自動火災報知設備	屋内消火栓設備
避難器具	スプリンクラー設備
非常警報設備	誘導灯

株式会社



東横防災商事

〒226-0016

横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206

☎ (045)921-1244

FAX(045)923-0677

設置後の悩み解消!

消耗品を交換時期に送付し、管理をサポート
8年分の消耗品費用が含まれているので、
追加費用が発生しません

消耗品	耐用期間	長期保証
0円	8年	8年



PHYSIO CONTROL **LIFEPAK CR Plus**
自動体外式除細動器 (AED)



AED (自動体外式除細動器) 8年保証安心パック



東京支店
〒114-0024 東京都北区西ヶ原一丁目9番1号
TEL(03)3915-2221 FAX(03)3917-2221
本社(名古屋)・大阪支店・福岡営業所



〒240-0036 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番25号
TEL(045)351-5411(代) FAX(045)351-9291
<http://www.grankoyo.co.jp/>

横浜市防火防災協会会員の皆様へ

創業54年の信頼と実績! スピード見積り!

消防設備の事なら

当社にお任せください!!

点検 工事

修理・修繕



当店の人気商品
ハツタ10型消火器が
リニューアル新登場!
10本以上で

大幅値引き!!

14時までの
ご注文で **翌日配送**!!
※北海道・沖縄・離島除く。



※2017年8月31日まで

0120-963-890 横浜消火器株式会社

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町1-48 E-mail:shop@hinoyojin.com

<http://www.hinoyojin.com/> ★ネット注文で特典付き★



消防界の今日を創り、
明日を拓く

目でみてわかる
消防ポンプ操法

消防ポンプ操法研究会 編集

◆A4判 ◆184頁 ◆定価(本体1,900円+税)

消防ポンプ操法の基本が学べる参考書の決定版!

第1編はポンプ車操法、第2編では小型ポンプ操法について詳解。動作中の各隊員を連写し、約1,100枚の写真を掲載しています。



消防団サポートブック

消防団員実務研究会 編集

◆ポケット判(外寸:130mm×80mm)／ダブルリング製本

◆オールカラー／40頁 ◆定価(本体800円+税)

消防団をサポートする画期的なグッズが登場!

いつでもどこでも見られて安心。

ポケットサイズながら、火災活動のモデル、応急手当や安全管理など、消防団の活動内容を網羅しています。

しょうた
消太くん・みずきちゃんとまなぶ
ひのようじん

幼年者防火研究会 監修

◆A5判 ◆オールカラー／16頁 ◆定価(本体100円+税)

火遊びの怖さを教える教育絵本!

5歳以下の幼児を対象に、火の大切さや危険性をクイズ形式で教える小冊子。

幼稚園・保育園での指導用や消防署の広報用として最適です。



東京法令出版株式会社

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

http://www.tokyo-horei.co.jp/

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(※携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

□ 総務課 TEL 045(714)0920 □ 講習課 TEL 045(714)9909
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929 □ 救命講習受付 TEL 045(714)9911

FAX 045(714)0921

URL <http://www.ydp.or.jp/>